

川尻若葉事務所空調設備等改修工事

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
株式会社 JEED建築設計事務所

令和6年7月

表紙共 10 枚

川尻若葉事務所空調設備等改修工事設計図

I. 工事概要

1. 工事場所

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	防火防災行会 別表第一	備考
(例) 本館	鉄筋(一部5階)	地上5階	10,000.00	第15種	既存
(例) A実習棟	鉄筋	地上3階	2,654.33	第9種	新築
(例) B実習棟	鉄筋	地上2階	3,254.55	第9種	改修

(備考の特徴の施設、既設の施設とは別途安全性の分類を示す。)

3. 工事種目(印をつけたものを適用する)

工事種別		工事種別	
主 本 館	A実習棟	B実習棟	新築
● 空気調和設備	改修式		
○ 换気装置	改修式		
○ 燃料装置	一式		
○ 自動制御装置	一式		
○ 市水・雨水設備	改修式		
○ 排水・雨水設備	改修式		
○ 油・火災設備	一式		
○ 附 壁 設 備	一式		
○ ガス設置	一式		
○ 電気・光通信設備	一式		
○ 電子工作事務	撤去式		

4. 指定部分 ●無 ○有 () 指定部分工期: 令和 年 月 日

5. 工事完成期限及び引渡し期限

(1) 工事完成期限 初回工事工期末日の14日前までとする。

なお、工事完成期限は、官公庁の検査が完了し、発注者が工事の完成した旨の通知を受領した日とする。

(2) 引渡し期限 工事工期末日までとする。

(3) 指定完成期限 上記(1)及び(2)と同様とする。

6. 設備概要・改修概要

改修工事の場合、上記工事に伴う、建築工事及び電気設置工事一式

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 国道及び鉄道記載されていない事項は、国土交通省大臣官房厚生室機械部改定の下記仕様書のうち印のついたものを適用する。
- 「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)
- 「公共建築改修工事標準(機械設備工事)(平成31年版)」(以下、「標準規格」という。)
- (2) 電気設置工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設置工事及び建築工事は、それぞれ別仕様書を適用する。

2. 特記仕様

電気・配管及び配電盤は、●印のかいたものを適用する。

Ⅲ. 項 目 特 記 事 項

●環境への配慮

(1) 建物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所の品質及び性能を有すると共に、次の①から⑤を満たすものとする。

①合板、木質パネル、複合パネル、MDF、パーティクルボード、その他の資材、ユリア樹脂板、壁紙、接着材、保温材、絶縁材、断熱材、漆喰、セメント、仕上げ材は、アセトアルデヒド及びメチルアルデヒドを含むが極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。

②接着材及び接着料は、トキシック、キンレジック及びビニル系含有量がない材料を使用する。

③接着材は、可塑剤(タルク酸ジカルボン酸及びカルボン酸等)を含有しない。

④①の材料を使用して作られた器具、書類、実験台、その他の器具は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) 施設工事に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「既設対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「既設」とは次③又は④に該当する材料を指す。

①既設基準法施行令第20条の第1項に定める第一種、第二種及び第三ホルムアルデヒド放散量基準による材料

②建築基準法施行令第20条の第1項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③建築基準法施行令第20条の第1項に定める第三ホルムアルデヒド放散量基準による材料

④既設基準法施行令第20条の第1項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

(1) 本工事に使用する材料、機器等は設計図面に定めた品質及び性能の他、通常すぐれの品質及び性能を有するものとする。

(2) 施設工事等が記載された製造業者等は、次の①から⑤までの事項を満たしたものとし、この規則による規制事項又は機器開発する場合も該当する。各該当する事項を示す書類を提出して監査員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明するための書類を提出することとする。

①品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たしたものとし、この規則による規制事項又は機器開発する場合も該当する。

②品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

③品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

④品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑤品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑥品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑦品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑧品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑨品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑩品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑪品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑫品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑬品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑭品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑯品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑰品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑱品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑲品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

⑳品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉑品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉒品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉓品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉔品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉕品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉖品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉗品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉘品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉙品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉚品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉛品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

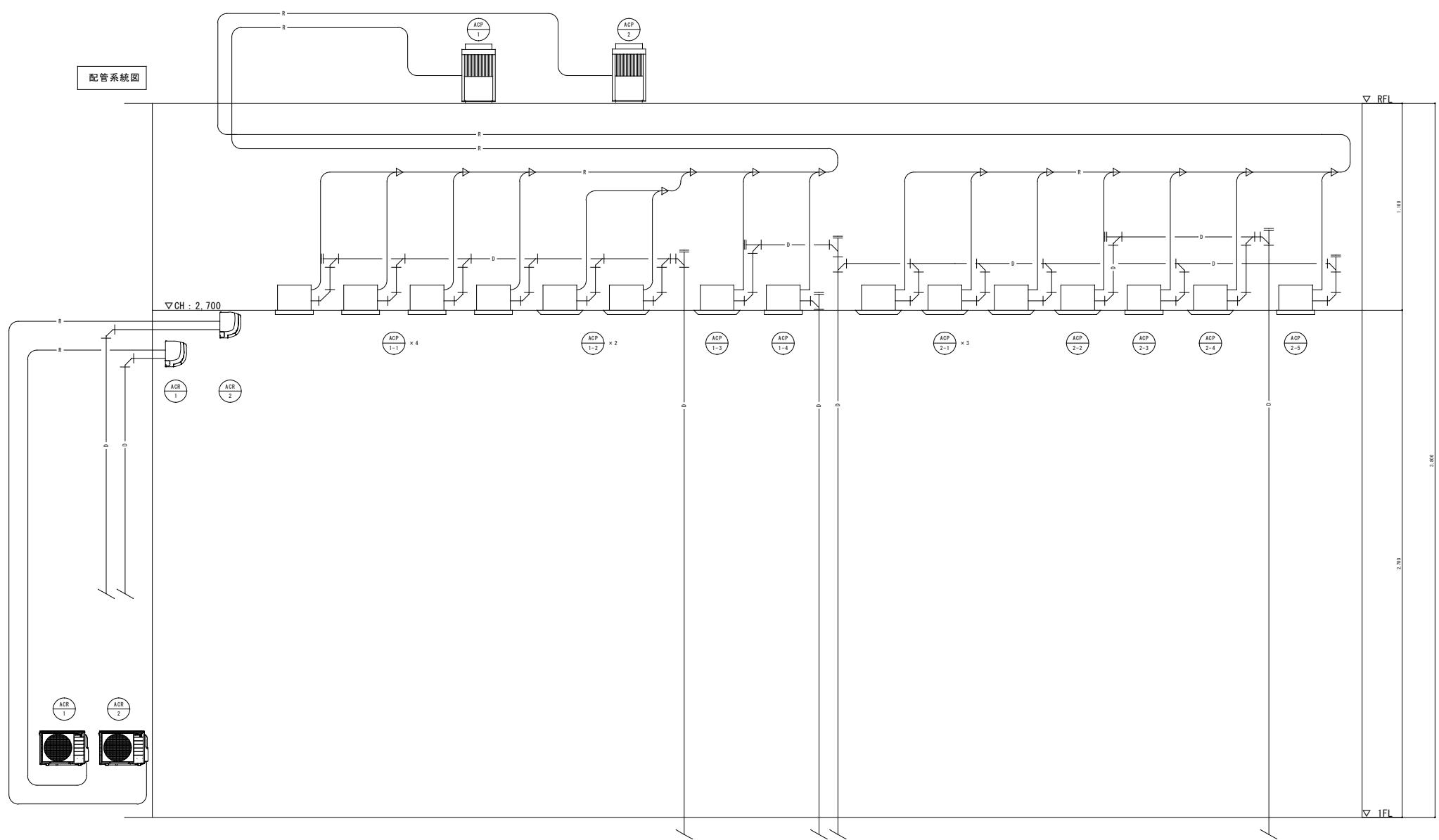
㉜品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉝品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉞品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉟品質保証書の記載内容は、次の①から⑤までの事項を満たすこととする。

㉟品質保証書の記載内容は



機 器 表



株式会社JEED建築設計事務所

川尻若葉事務所空調設備等改修工事

空氣調和設備 配管系統圖 機器專

M-02

▼ PL

▼ RSL

215

85

3.80

2.30

▼ 1FL

▼ GL

休養室

断面詳細図 S=1/10



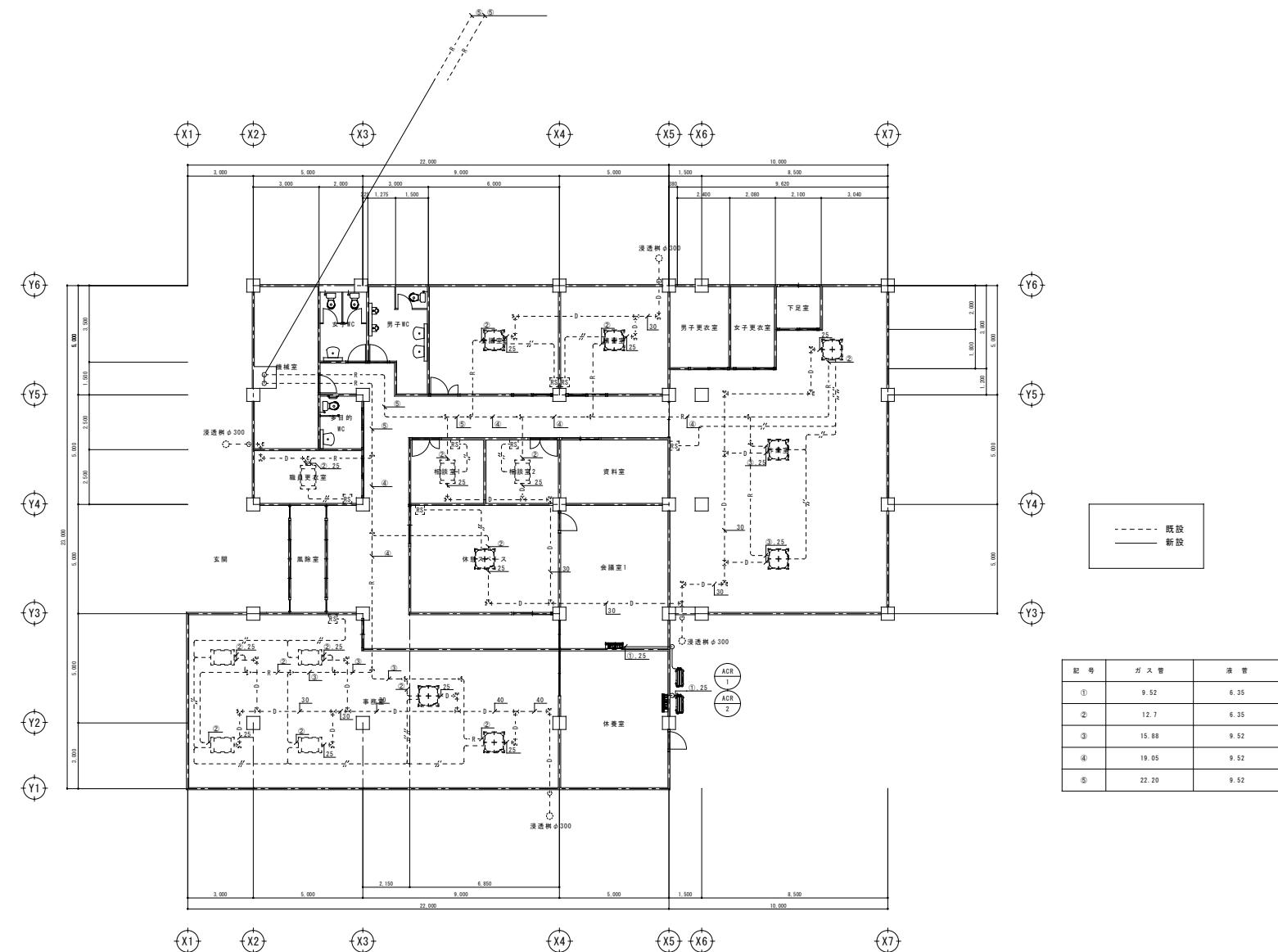
株式会社 JEED 建築設計事務所

川尻若菜事務所空調設備等改修工事

M-03

空気調和設備 断面図

縮尺
A1 : 1/100
A3 : 1/200



1階平面図



株式会社 JEED建築設計事務所

川尻若菜事務所空調設備等改修工事

空気調和設備 1階配管平面図

M-04

縮尺
A1 : 1/100
A3 : 1/200

照明器具姿図一覧表（新設）

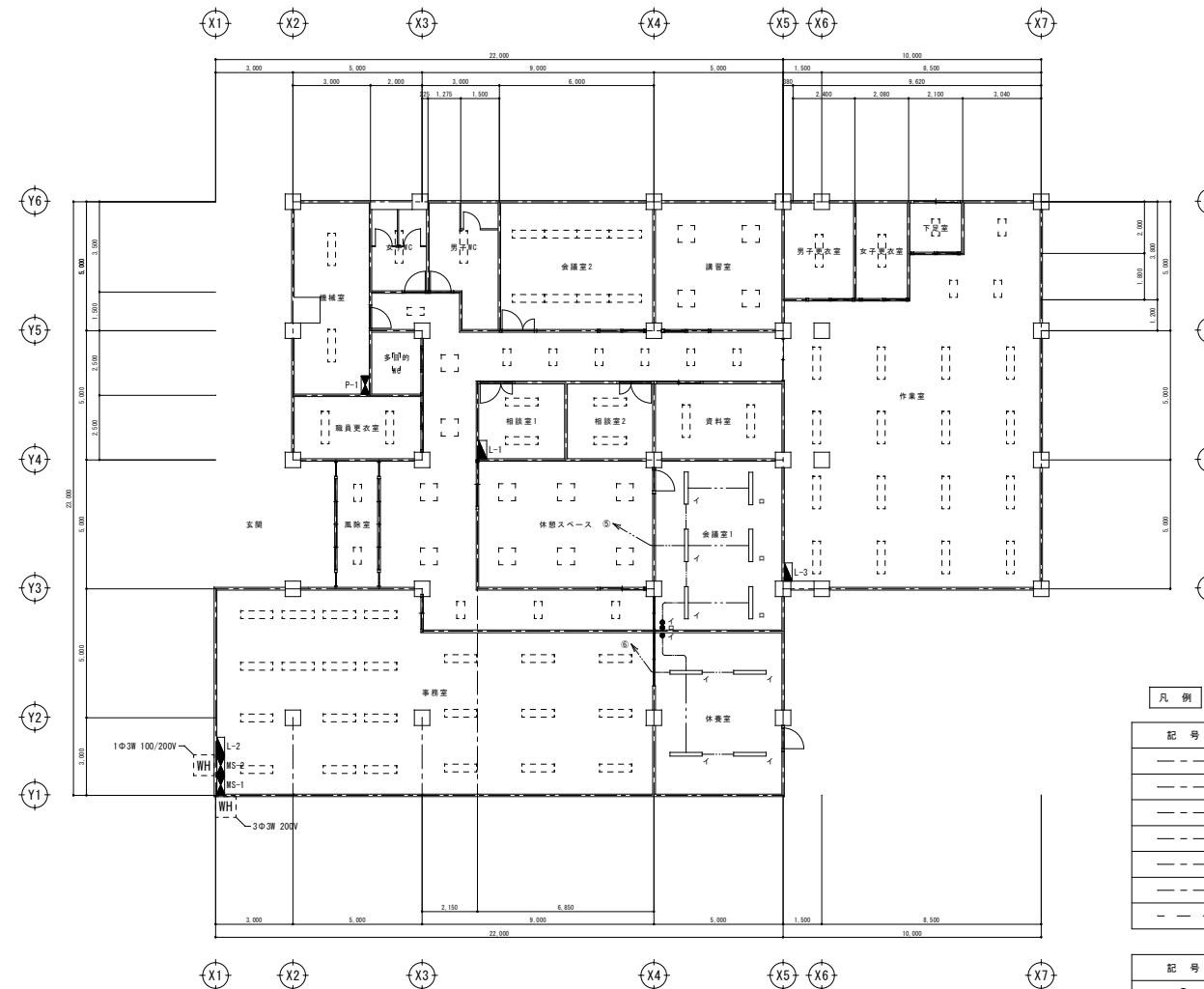


株式会社 JEED 建築設計事務所

川原若葉事務所空調設備等改修工事

E-02

縮尺
A1 : 1/100
A3 : 1/200



1 階平面図

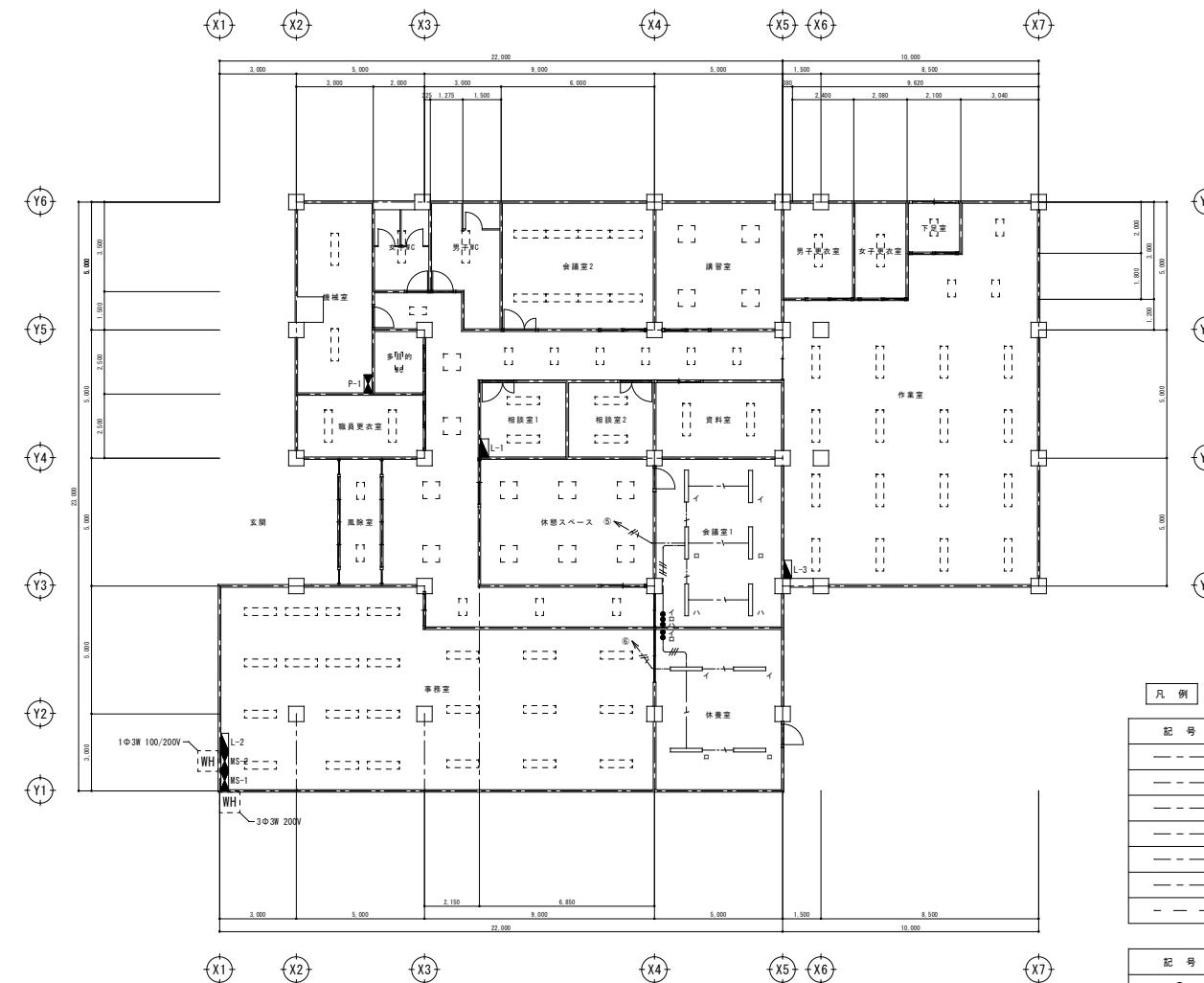


株式会社 JEED 建築設計事務所

川昆若葉車務所空調設備等改修工事

電燈設備 1層平面圖（改修前）

E-03



会議室 1		
A	埋込型 (L R S 3-4-6 5 L E 9)	6 新設

休憩室		
A	埋込型 (L R S 3-4-6 5 L E 9)	4 新設

凡 例



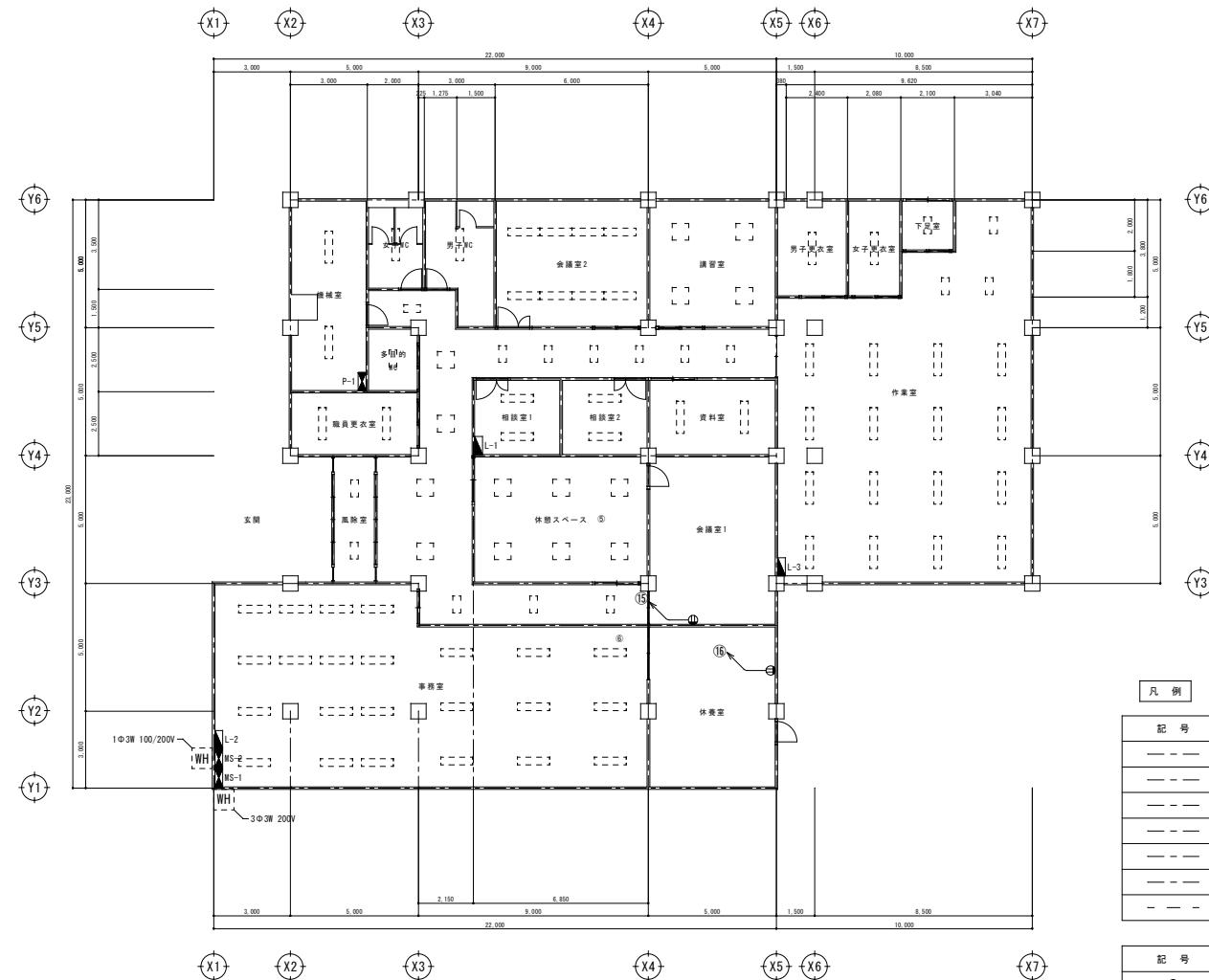
株式会社 JEED建築設計事務所

川尻若菜事務所空調設備等改修工事

電灯設備 1階平面図 (改修後)

E-04

縮尺
A1 : 1/100
A3 : 1/200



1 階平面図



株式会社JEED建築設計事務所

三國若華事務所空調設備等改修工事

コンヤント設備 1階平面図

E-05